横浜市 市が尾駅周辺地区 道路特定事業計画

平成28年5月

横浜市青葉区横浜市道路局

横浜市 市が尾駅周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに1
2. バリアフリー法の仕組み
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路2
4. 道路特定事業計画とは4
5. 整備方針
6. 整備計画7
(1)個別経路の事業計画
(2)道路特定事業計画の対象経路
7. 道路特定事業計画の推進にあたって29

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。青葉区内では、区の中心的な地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積した市が尾駅周辺を対象に、「横浜市市が尾駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市市が尾駅周辺地区道路特定事業

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市市が尾駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

(1) バリアフリー法とは

バリアフリー法は、高齢者、身体障害者、知的・精神・発育障害など全ての障害者、妊婦、けが人など、全ての方にとって建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的とし、次の2つの施策によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化

公共交通機関(駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両)、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準(移動等円滑化基準)」への適合が義務づけられます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

■重点整備地区の一体的なバリアフリー化

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(重点整備地区)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路(生活関連経路)、バリアフリー化のために実施すべき事業(特定事業等)の内容などを定めるものです。

基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年以内の事業完了を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「横浜市市が尾駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」を定めています。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設などの施設のことです。

主として、(1)高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、(2)その施設へ至る手段が、主に市が尾駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とします。

■牛活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の2つに区分します。

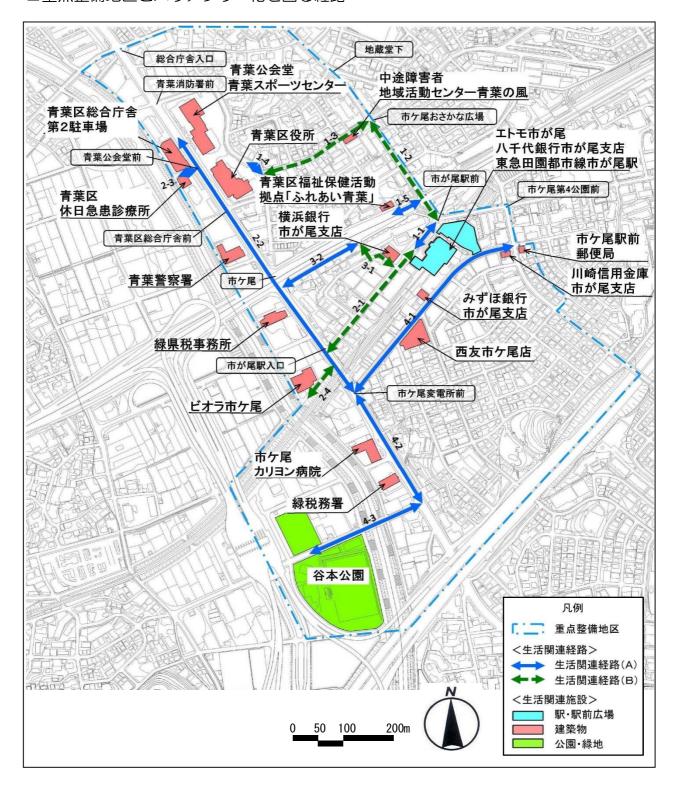
〇生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

〇牛活関連経路(B)

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、 生活関連経路Aに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、 可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を 実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

■重点整備地区とバリアフリー化を図る経路



4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- ●道路特定事業を実施する「道路の区間」
- ●区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- ●その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1)目標年次

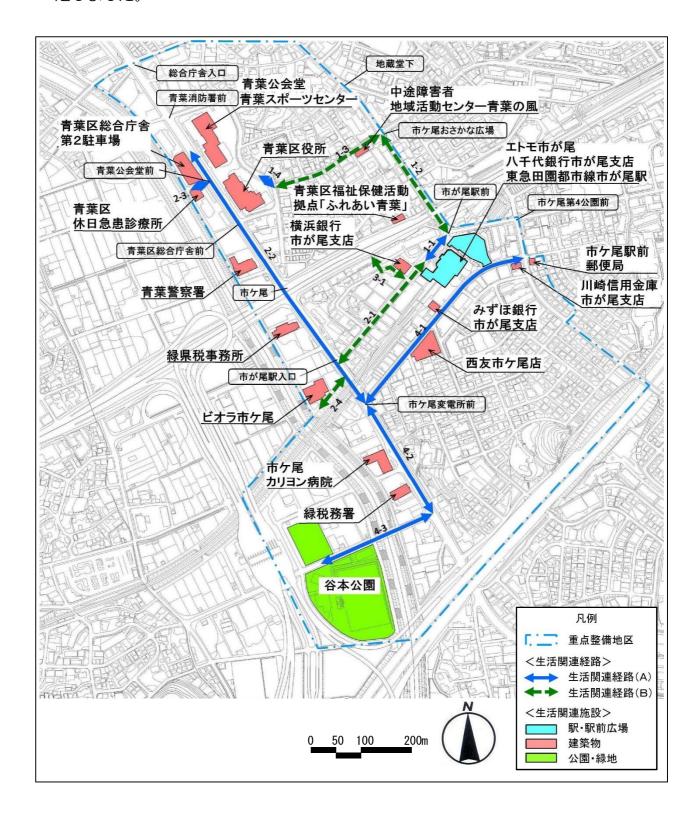
原則として平成32年度までを目標に整備を実施します。

(2)整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3)対象経路の事業範囲

生活関連施設相互間のネットワークを考慮して、対象経路の事業範囲を設定しました。

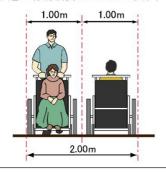


(4) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

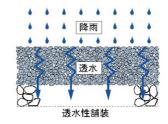
■ 有効幅員

・歩道の有効幅員は2m以上確保する。



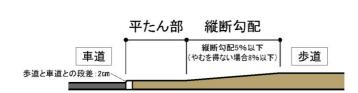
■ 舗装材

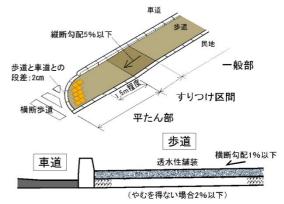
- ・歩道の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ水はけ の良い仕上げとする。
- ・歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させる ことができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- ・横断歩道に接続する歩道と車道の段差は2cmとする。
- ・横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- ・歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- ・歩道の横断勾配を1%以下とする。





■ 視覚障害者誘導用ブロック

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。 (周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できる ように配慮する。)
- ・ 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の 出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口などに 設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これ に準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、 バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的 に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、 次のとおり計画します。

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがありま す。

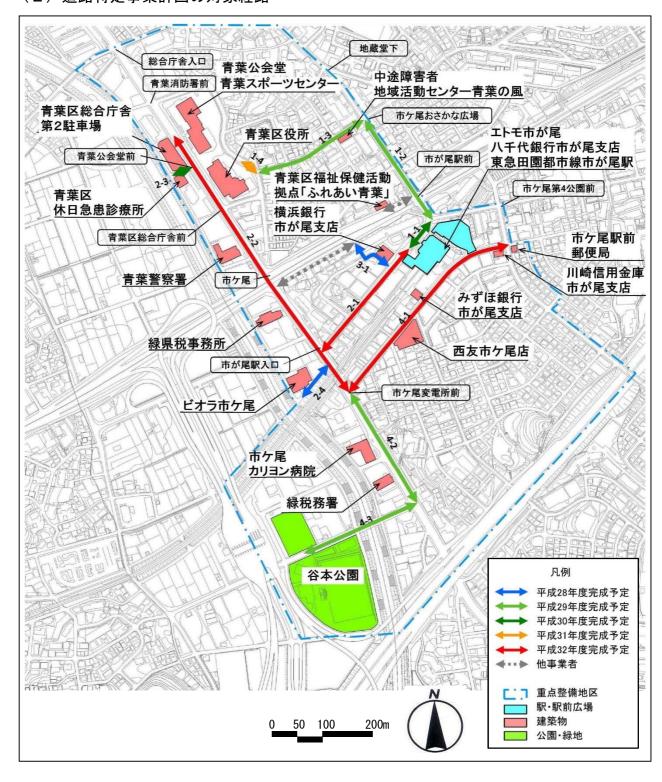
(1) 個別経路の事業計画

経路・区間	経路·区間					事	業内	容	:事	集量																	
	事	経種		歩行 空間 の 確保		道	路構	造 <i>σ.</i>)改作	多	討プロ	琴 コック 没・改	の で修					その	の他								
経路名称 事業区間	業 延 長	生活関連経路(A)	生活関連経路(B)	歩道の拡幅	車道の改修	全面改修	歩 部分改修	の 平たん部の確保	後 勾配の改修		経路誘導の連続敷設	_		ベルトの設	車止めの撤去	植樹ますの改善	照明柱の移設	手すりの設置	標識柱の移設	外側線の設置	側溝蓋の改修	人孔蓋の調整	照度の確保の検討	予	業実 定 年 度	間	事業実施に際して配成されて重要事項
						m	mî		筃		改修	-	改修 箇所	置	基	筃	筃		11	m		筃	m	н	н	нн	
市が尾商栄会(西口側1) 1-1市が尾駅(西口) ~バスターミナル西側の交差点	m 70	•		m	111	24	111	箇所 1	箇所	箇所	m 21		所 1	m	垄	所 1	箇所	m	垄	m	m	所	m	28.2	30	H H 31 32	
市が尾商店街 1-2バスターミナル西側の交差点 ~市ケ尾おさかな広場交差点	220		•			16		2	2				7				1	16									
1-3市ケ尾おさかな広場交差点 ~総合庁舎東側交差点	200		•								211																
区役所裏の坂(2) 1-4総合庁舎東側交差点 ~青葉区総合庁舎前バス停	40	•						2			43		2														
市が尾商栄会(西口側2) 2-1市が尾駅入り口交差点 ~市が尾駅(西口)	270		•			502	0.5				260		5			7							270				
横浜上麻生線(1) 2-2青葉公会堂 ~市ケ尾変電所前交差点	600	•					81	13			84	2	14		4							1	600				電線共同溝整 備事業との調 整が必要
診療所前 2-3青葉公会堂前交差点 ~青葉区休日急患診療所	40	•		35	114					2									1								
2-4ビオラ市ケ尾前 ビオラ市ケ尾前	70		•											68													
3-1横浜銀行脇 _{横浜銀行脇}	100		•																	55							
市が尾商栄会(東口側) 4-1 郵便局前の交差点 ~市ケ尾変電所前交差点	440	•				814	2	8		7		2	19										440				
横浜上麻生線(2) 4-2市ヶ尾変電所前交差点 ~谷本公園前の交差点	260	•				72	0.1	2		6		8			1						72						
谷本公園前 4-3 _{谷本公園前の交差点} ~谷本公園	240	•				202						4															

全面改修:歩道の全幅員を改修すること。 部分改修:歩道の一部分を改修すること。

平たん部の確保:横断歩道等の手前の歩道内の平たん部の確保や歩道内の段差を改善すること。 勾配の改修:車両乗り入れ部分の横断勾配を改善すること。

(2) 道路特定事業計画の対象経路



道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 市が尾商栄会(西口側 1) (市道市ケ尾 90 号線) 事 業 区 間 市が尾駅(西口) ~バスターミナル西側の交差点

事 業 延 長 70m

事業実施予定期間 平成 29~30 年度

【整備方針】

〔課題〕: 横断歩道前の平たん部が確保されていない箇所、植樹桝ブロックの不陸箇所、舗装の劣化箇所、

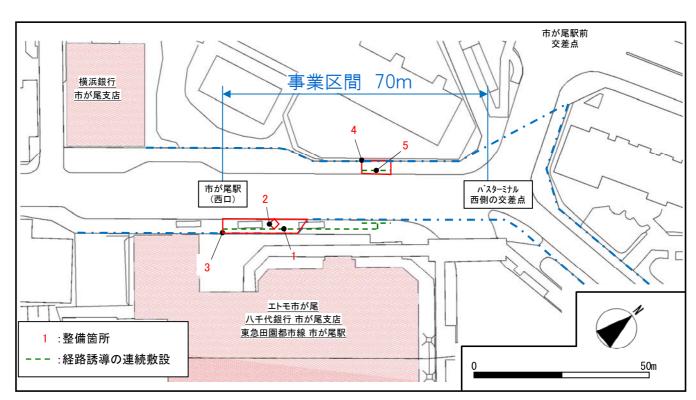
視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所がある。

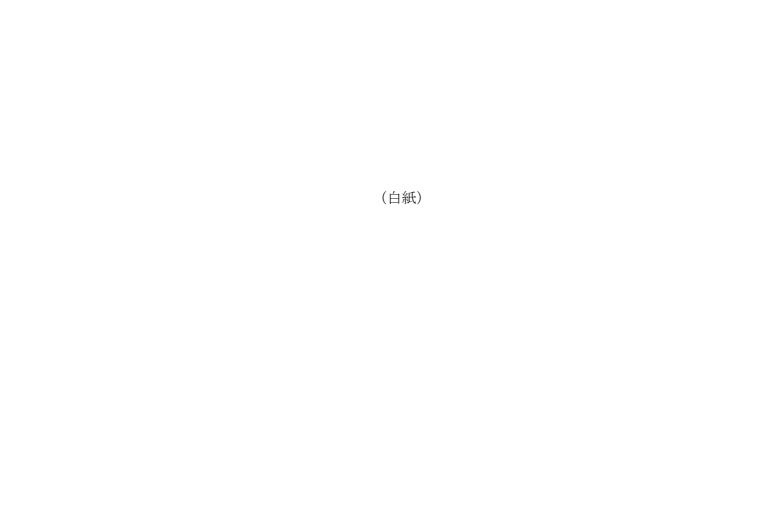
〔対策〕: 横断歩道前の平たん部の確保、植樹桝ブロックの据直し、舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロッ

クの改修を行う。

【事業内容】

7.3	大大八十									
		整備項	目		事業量	箇所番 号	備考			
歩行	空間の確保									
	歩道の拡幅			m						
道路	- 構造の改修									
	車道の改修									
		全面改修	ξ,	m	24	3				
		部分改修								
	歩道の改修	平たん音	平たん部の確保		1	4				
		勾配の改	勾配の改修							
		排水施設	との改修	箇所						
視覚	障害者誘導用ブロ	コックの敷	設・改修							
	経路誘導の連続	敷設	改修	m	21	1				
	六羊上笠の切り	よようこの	新設	箇所						
	交差点等の部分	予 数	改修	箇所	1	5				
その	他									
	植樹桝ブロック	の据直し		1	2					
Γ±	植樹桝ブロックの据直し 箇所 1 2									





道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経 路 名 市が尾商店街(市道市ケ尾 43 号線, 市道大場町 473 号線) 事 業 区 間 バスターミナル西側の交差点~市ケ尾おさかな広場交差点

事 業 延 長 220m

事業実施予定期間 平成 29 年度

【整備方針】

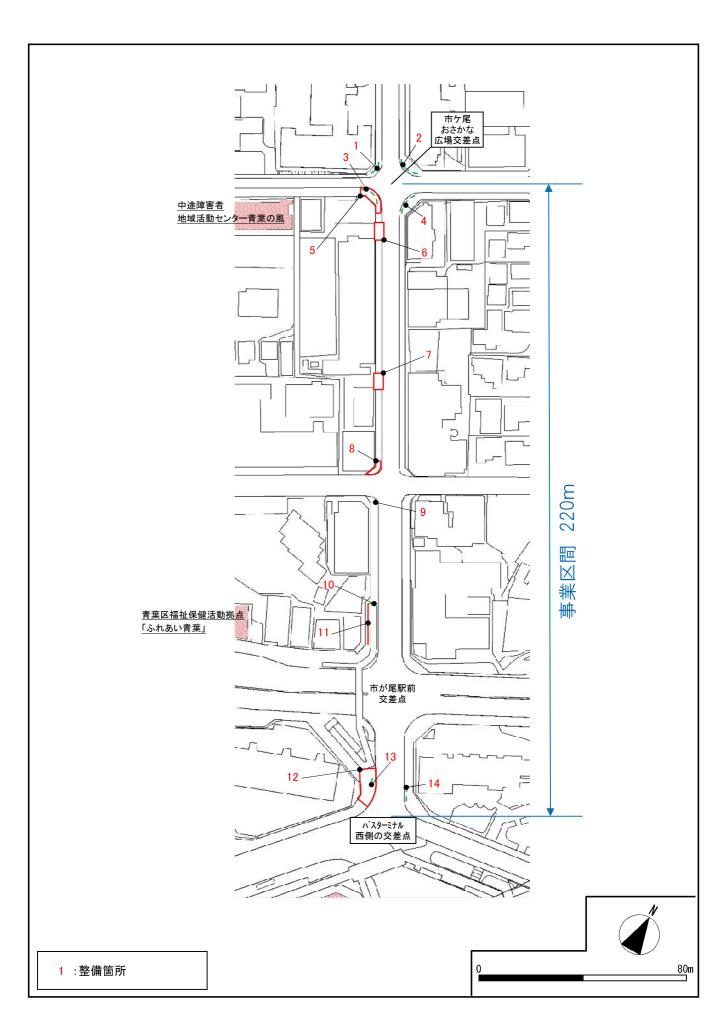
[課題]: 水平区間の確保されていない箇所、舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所、

勾配のきつい箇所がある。

〔対策〕: 水平区間の確保、舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、手すりの設置を行う。

【事業内容】

1	*************************************						
		整備項	目		事業量	箇所番 号	備考
歩行	空間の確保						
	歩道の拡幅			m			
道路	 構造の改修			•			
	車道の改修			m [*]			
	全面改修				16	12	
		}	m [*]				
	歩道の改修	平たん部の確保		箇所	2	5,8	
		勾配の改	文修	箇所	2	6,7	
		排水施設	との改修	箇所			
視覚	障害者誘導用ブロ	ックの敷	設・改修				
	経路誘導の連続	敷設	改修	m			
	交差点等の部分	====================================	新設	箇所			
	父左は寺の部方		改修	箇所	7	1,2,3,4,10,13,14	
その	他						
	照明柱の移設			箇所	1	9	
	手すりの設置			m	16	11	



道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経 路 名 区役所裏の坂(1) (市道大場町 478 号線, 市道大場町 479 号線, 市道市ケ尾 30 号線)

事業区間 市ケ尾おさかな広場交差点~総合庁舎東側交差点

事 業 延 長 200m

事業実施予定期間 平成 28~29 年度

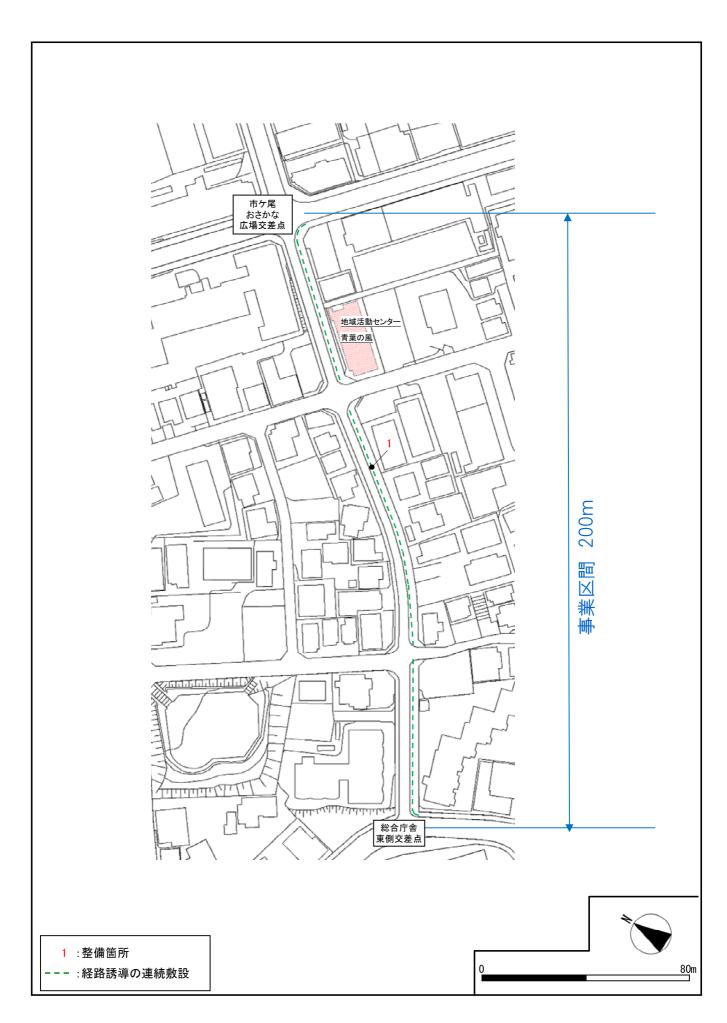
【整備方針】

〔課題〕: 視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所がある。

〔対策〕: 視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

「重業内容】

L≢	- 耒内谷』						
		整備項	目		事業量	箇所番 号	備考
歩行	空間の確保						
	歩道の拡幅			m			
道路	構造の改修						
	車道の改修			m [‡]			
		<u> </u>	m				
		部分改修	<u> </u>	m [*]			
	歩道の改修	平たん部	の確保	箇所			
		勾配の改	7修	箇所			
		排水施設	め改修	箇所			
視覚	障害者誘導用ブロ	ックの敷	設・改修	_			
	経路誘導の連続	敷設	改修	m	211	1	
	大 大 上 位						
	文左は寺の部方	郑政	改修	箇所			
その	他						
	障害者誘導用ブロ 経路誘導の連続 交差点等の部分	勾配の改 排水施設 ツクの敷 敷設	で 後の改修 設・改修 <mark>改修</mark> 新設	箇所 箇所 m 箇所	211	1	



道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 区役所裏の坂(2) (主要地方道県道横浜上麻生) 事 業 区 間 総合庁舎東側交差点~青葉区総合庁舎前バス停

事 業 延 長 40m

事業実施予定期間 平成 30~31 年度

【整備方針】

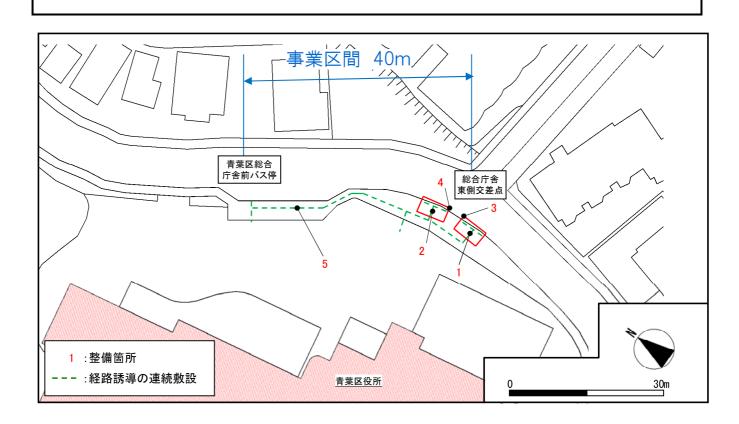
[課題]: 横断歩道前の平たん部が確保されていない箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未設置または未改

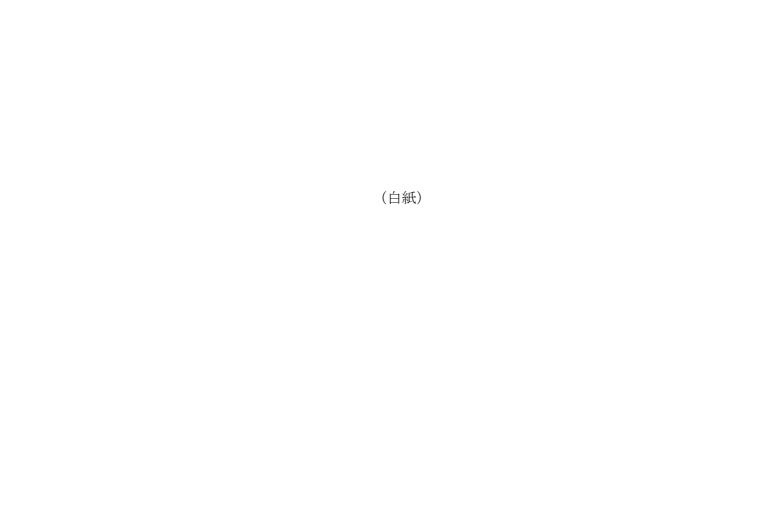
修の箇所がある。

〔対策〕: 横断歩道前の平たん部の確保、視覚障害者誘導用ブロックの新規設置または改修を行う。

【事業内容】

	未的任	整			事業量	箇所番号	備考
歩行	空間の確保						
	歩道の拡幅			m			
道路構造の改修							
	車道の改修						
		文修	m				
		部分改修					
	歩道の改修	平たん	平たん部の確保		2	3,4	
		勾配0	勾配の改修				
		排水剂	西設の改修	箇所			
視覚	障害者誘導用ブ	ロック	の敷設・改修				
	経路誘導の連絡	売敷設	改修	m	43	5	
	交差点等の部分	ン 甫ℎ = 几	新設	箇所			
	文を思寺の部を	力制工	改修	箇所	2	1,2	
その)他	•		•			





道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経 路 名 市が尾商栄会(西口側2) (市道市ケ尾90号線)

事業区間 市が尾駅入り口交差点~市が尾駅(西口)

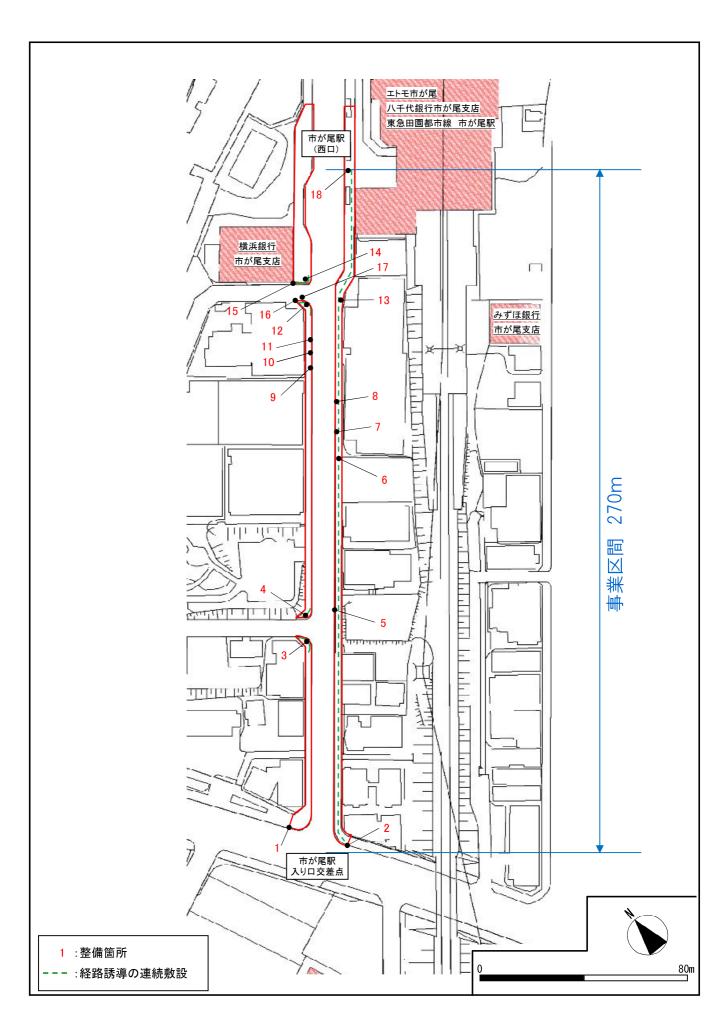
事 業 延 長 270m

事業実施予定期間 平成 29~32 年度

【整備方針】

〔課題〕: 舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所、植樹桝ブロックの不陸箇所がある。 〔対策〕: 舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、植樹桝ブロックの改修を行う。

【事	【事業内容】										
		整	備項目		事業量	箇所番号	備考				
歩行	空間の確保										
	歩道の拡幅			m							
道路	構造の改修										
	車道の改修			m [‡]							
		修	m	502	1,2,15,16						
		部分改	修	m [*]	0. 5	17					
	歩道の改修平力		平たん部の確保								
		勾配の	勾配の改修								
		排水施	設の改修	箇所							
視覚	障害者誘導用ブ	ロックの)敷設・改修								
	経路誘導の連続	敷設	改修	m	260	6					
	交差点等の部分	はいまし	新設	箇所							
	文左点寺の印力	放政	改修	箇所	5	3,4,12,13,14					
その	他										
	植栽桝の改修			箇所	7	5,7,8,9,10,11,18					
	照度の確保の検	討		m	270		事業区間				



道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 横浜上麻生線(1)(市道大場町 456 号線,主要地方道県道横浜上麻生)

事業区間青葉公会堂~市ケ尾変電所前交差点

事 業 延 長 600m

事業実施予定期間 平成 28~32 年度

【整備方針】

〔課題〕: 水平区間の確保されていない箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未設置または未改修の箇所、不

必要な車止めの設置箇所、段差のきつい箇所がある。

〔対策〕: 水平区間の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置または改修、不必要な車止めの撤去、段差の

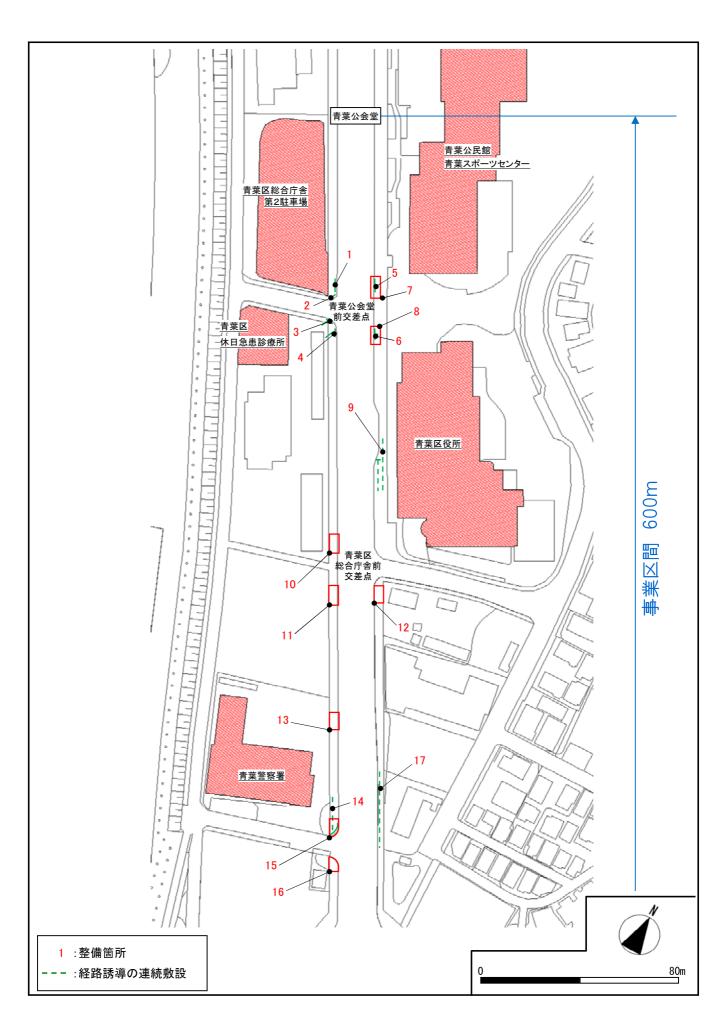
緩和を行う。

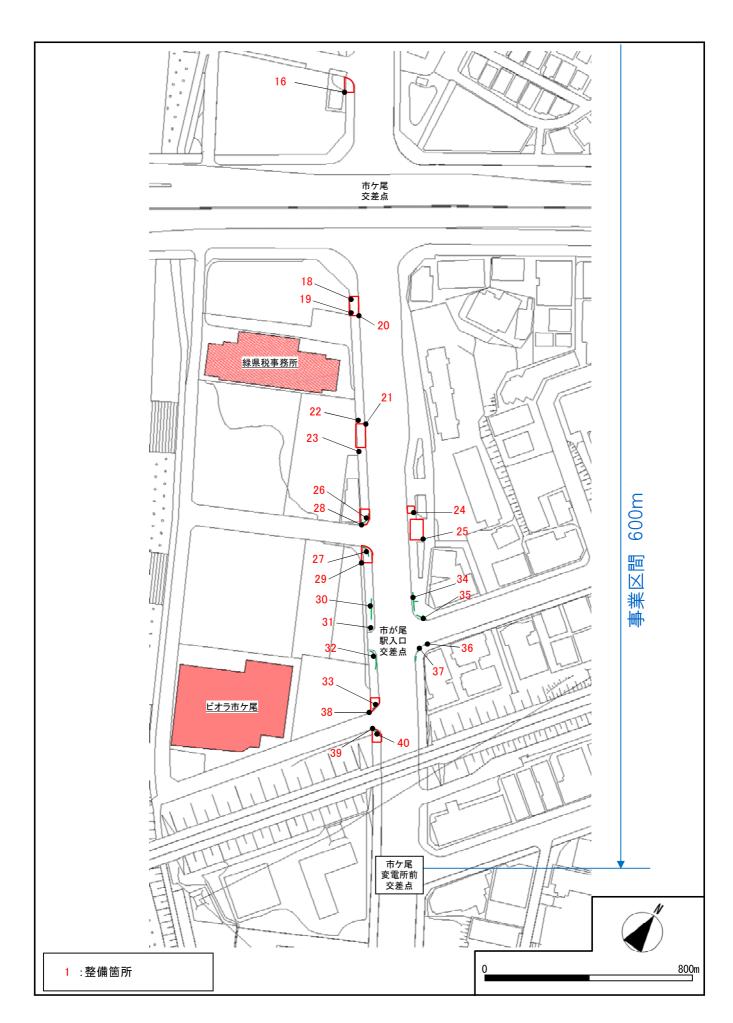
【事業内容】

		整	備項目		事業量	箇所番号	備考			
歩行	空間の確保									
	歩道の拡幅			m						
道路	構造の改修									
	車道の改修			m [*]						
		全面改	修	m						
		部分改	修	m [†]	81	24,25,37				
	歩道の改修	道の改修 平たん部の確保			13	7,8,10,11,12,15,16,				
	少垣の以修	世の政修 平たん部の権保				20,21,28,29,38,39				
		勾配の改修		箇所						
		排水施	設の改修	箇所						
視覚	障害者誘導用ブ	ロックの)敷設・改修							
	経路誘導の連続	热設	改修	m	84	9,14,17				
	な羊占竿 の部分	⋋ਛਮ≡ੁੁੁ	新設	箇所	2	26,27				
	交差点等の部分敷設 改修				14	1,2,3,4,5,6,30,31, 32,33,34,35,36,40				
その	他									
	人孔蓋の調整			箇所	1	13				
	車止めの撤去			基	4	18,19,22,23				
	照度の確保の核	討		m	600		事業区間			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

電線共同溝整備事業との調整が必要





道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 診療所前(市道市ケ尾 29 号線)

事業区間青葉公会堂前交差点~青葉区休日急患診療所

事 業 延 長 40m

事業実施予定期間 平成 29~30 年度

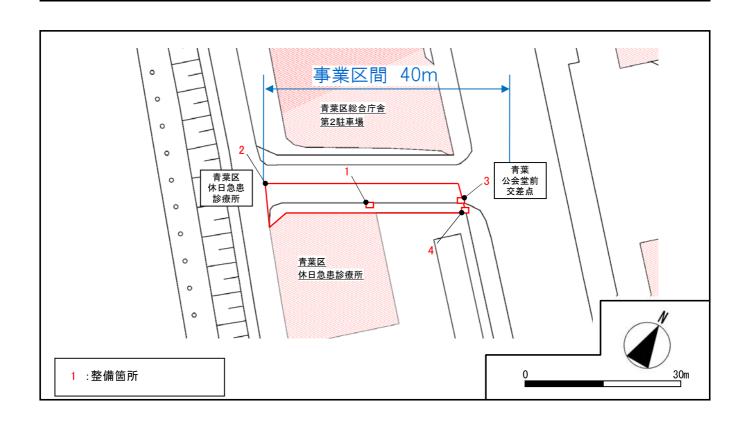
【整備方針】

〔課題〕: 歩道幅員の狭い箇所、水平区間の確保されていない箇所、雨水桝蓋等の未改修の箇所がある。

〔対策〕: 歩道幅員の拡幅、水平区間の確保、雨水桝蓋等の改修を行う。

【事業内容】

	- 人下 147			事業量	箇所番号	備考
歩行	f空間の確保					
	歩道の拡幅		m	35	2	
道路	・ 構造の改修					
	車道の改修		m [*]	114	2	
		全面改修	m			
		部分改修	m ^²			
	歩道の改修	平たん部の確保	箇所			
		勾配の改修	箇所			
		排水施設の改修	箇所	2	3,4	
視覚	障害者誘導用ブロックの	敷設・改修				
	経路誘導の連続敷設	改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	又左点寺の印力敖設	改修	箇所			
その)他					
	標識柱の移設		基	1	1	
		- ^ + = = = T	基		1	



道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経 路 名 ビオラ市ケ尾前(市道市ケ尾 91 号線)

事業区間 ビオラ市ケ尾前

事 業 延 長 70m

事業実施予定期間 平成 28 年度

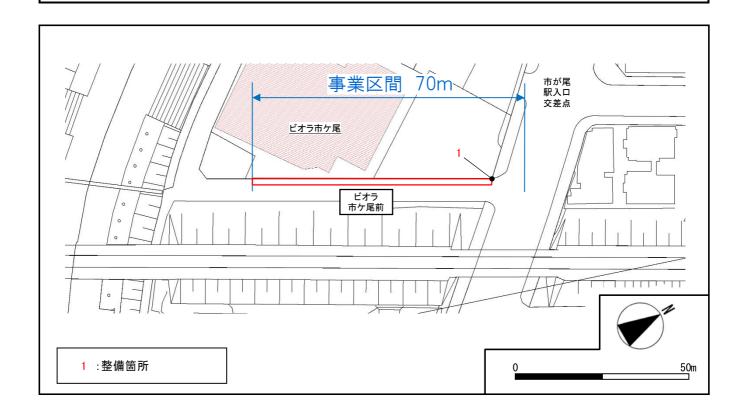
【整備方針】

〔課題〕: 歩道が未整備となっている。

〔対策〕: 歩行者通行用カラーベルトの設置を行う。

【事業内容】

L 3	- AF 11-1				事業量	箇所番号	備考
歩行	空間の確保						,,,,
	歩道の拡幅			m			
道路	構造の改修						
	車道の改修			m [*]			
		全面改作	多	m			
		部分改值	多	m [*]			
	歩道の改修	平たんき	部の確保	箇所			
		勾配の記	女修	箇所			
		排水施計	殳の改修	箇所			
視覚	障害者誘導用ブ	ロックの敷	:設・改修				
	経路誘導の連絡	売敷設	改修	m			
	 交差点等の部分	シ 単二品	新設	箇所			
	文左示寺の即/	J 万人口义	改修	箇所			
その	他	·			_		
	カラーベルトの	D設置		m	68	1	



■経路3-1

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経 路 名 横浜銀行脇 (市道市ケ尾 40 号線, 市道市ケ尾 39 号線)

 事業
 区間
 横浜銀行脇

 事業
 延長
 100m

 事業実施予定期間
 平成28年度

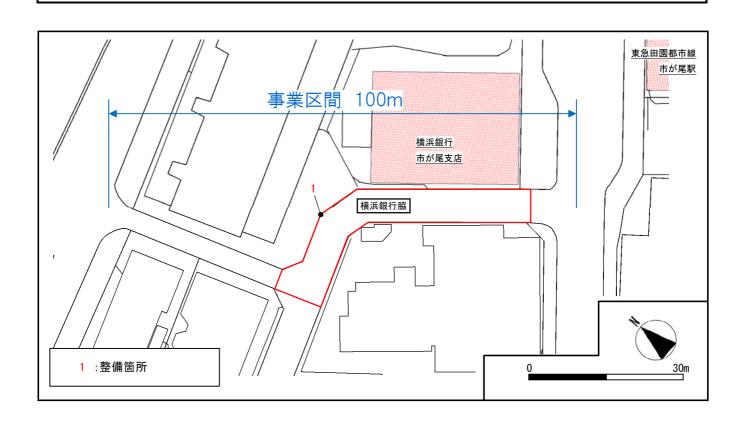
【整備方針】

〔課題〕: 歩道が未整備であり、外側線も未設置の状況である。

〔対策〕: 外側線の設置を行う。

【事業内容】

F 3	· 木 r 3 古 2						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		整備項	頁目		事業量	箇所番号	備考
歩行	「空間の確保						
	歩道の拡幅			m			
道路	K構造の改修						
車道の改修 m ^d							
		§	m				
		部分改修	》				
	歩道の改修	の改修 平たん部の確保					
		勾配の	勾配の改修				
		排水施言	设の改修	箇所			
視覚	で障害者誘導用ブ	ロックの敷	設·改修				
	経路誘導の連絡	売敷設	改修	m			
	交差点等の部分	ン ボル = 爪	新設	箇所			
	文を思寺の部を	了发证	改修	箇所			
その)他						
	外側線の設置			m	55	1	
			\ _ 				



■経路4-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 市が尾商栄会(東口側)(市道市ケ尾 48 号線) 事 業 区 間 郵便局前の交差点~市ケ尾変電所前交差点

事 業 延 長 440m

事業実施予定期間 平成 30~32 年度

【整備方針】

〔課題〕: 水平区間の確保されていない箇所、舗装の劣化箇所、歩車道境界ブロックが破損している箇所、

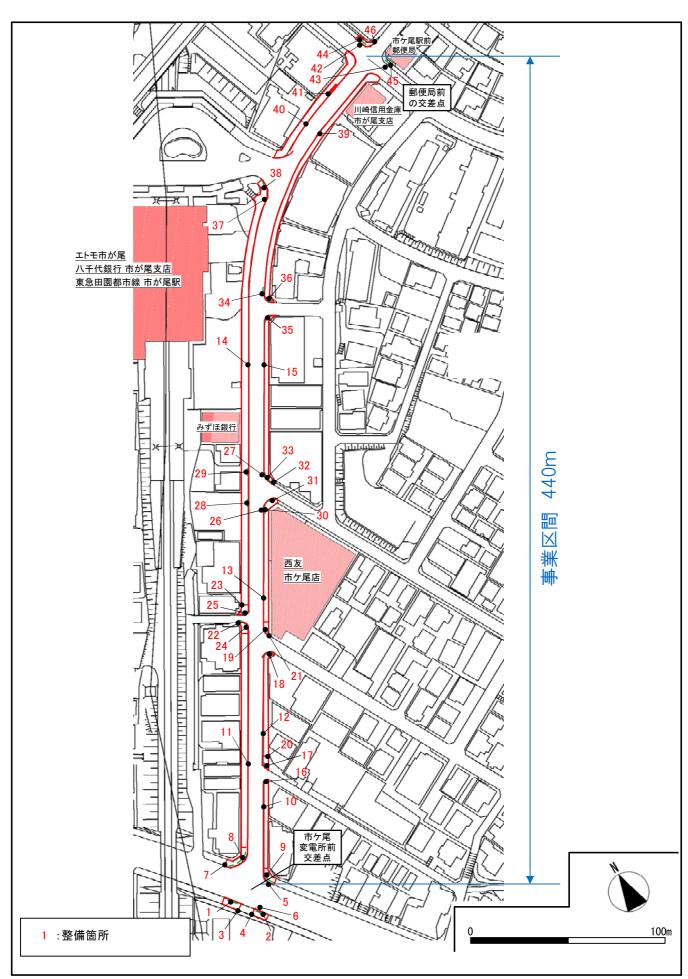
視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所、雨水桝蓋等の未改修の箇所がある。

〔対策〕: 水平区間の確保、舗装の改修、歩車道境界ブロックの改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、

雨水桝蓋等の改修を行う。

【事業内容】

7.3	「木 P 3 T 2						
整備項目					事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保							
	歩道の拡幅						
道路構造の改修							
車道の改修			m [*]				
	歩道の改修	全面改修		m	814	10,11,12,13,14,15, 39,40	
		部分改修		m [‡]	2	37,41	歩車道境界ブロック
		平たん部の確保		箇所	8	3,4,7,20,21,22,23, 46	
		勾配の改修		箇所			
		排水施設の改修		箇所	7	5,6,26,27,34,42,43	
視覚	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設		改修	m			
	交差点等の部分敷設		新設	箇所	2	44,45	
			改修	箇所	19	1,2,8,9,16,17,18, 19,24,25,28,29,30, 31,32,33,35,36,38	
その	その他						
	照度の確保の検討			m	440		事業区間



■経路4-2

道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 横浜上麻生線(2)(主要地方道県道横浜上麻生) 事 業 区 間 市ケ尾変電所前交差点~谷本公園前の交差点

事 業 延 長 260m

事業実施予定期間 平成 28~29 年度

【整備方針】

〔課題〕: 水平区間の確保されていない箇所、舗装の劣化箇所、歩車道境界ブロックが破損している箇所、

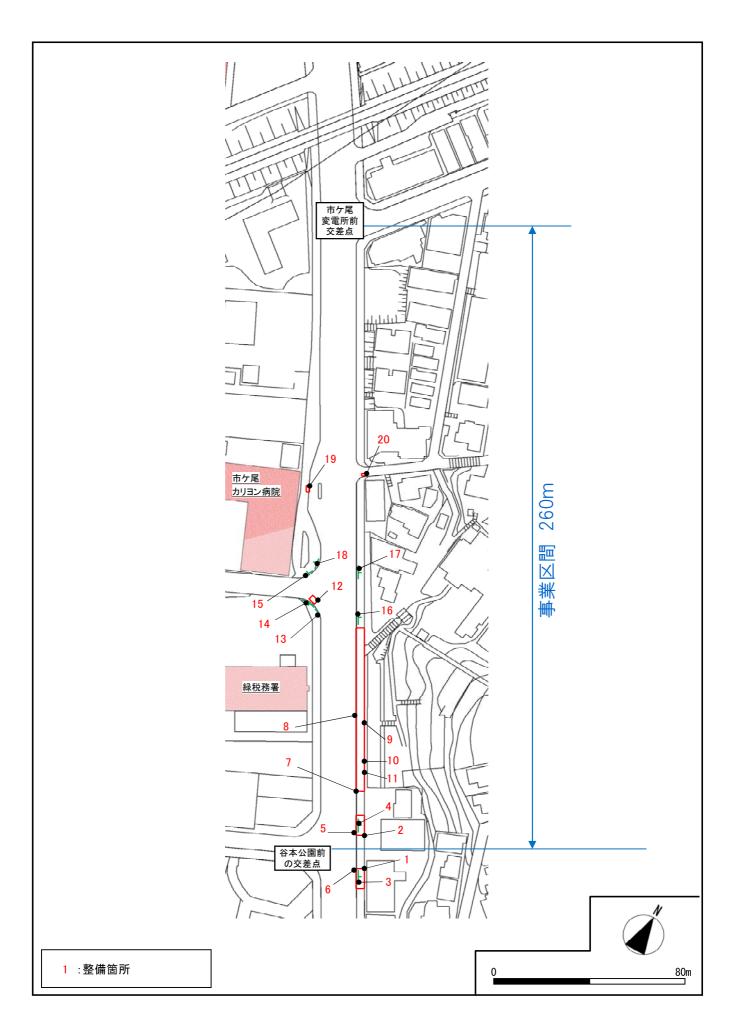
視覚障害者誘導用ブロックが未改修の箇所、雨水桝蓋等の未改修の箇所がある。

〔対策〕: 水平区間の確保、舗装の改修、歩車道境界ブロックの改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、

雨水桝蓋等の改修を行う。

【事業内容】

【中木門台】								
整備項目						箇所番号	備考	
歩行空間の確保								
	歩道の拡幅			m				
道路構造の改修								
	車道の改修			m [*]				
		全面改修		m	72	7		
	歩道の改修	部分改修		m [*]	0. 1	12		
		平たん部の確保		箇所	2	1,2		
		勾配の改修		箇所				
		排水施設の改修		箇所	6	5,6,9,10,11,20		
視覚	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修							
	経路誘導の連続敷設		改修	m				
	交差点等の部分敷設		新設	箇所	8	3,4,13,14,15,16,17, 18		
			改修	箇所				
その	その他			_				
	側溝蓋の改修			m	72	8		
	車止めの撤去			基	1	19		



■経路4-3

道路特定事業計画書【生活関連経路A】

経 路 名 谷本公園前(市道市ケ尾 145 号線、市道市ケ尾 194 号線、市道市ケ尾 190 号線)

事業区間 谷本公園前の交差点~谷本公園

事 業 延 長 240m

事業実施予定期間 平成 29 年度

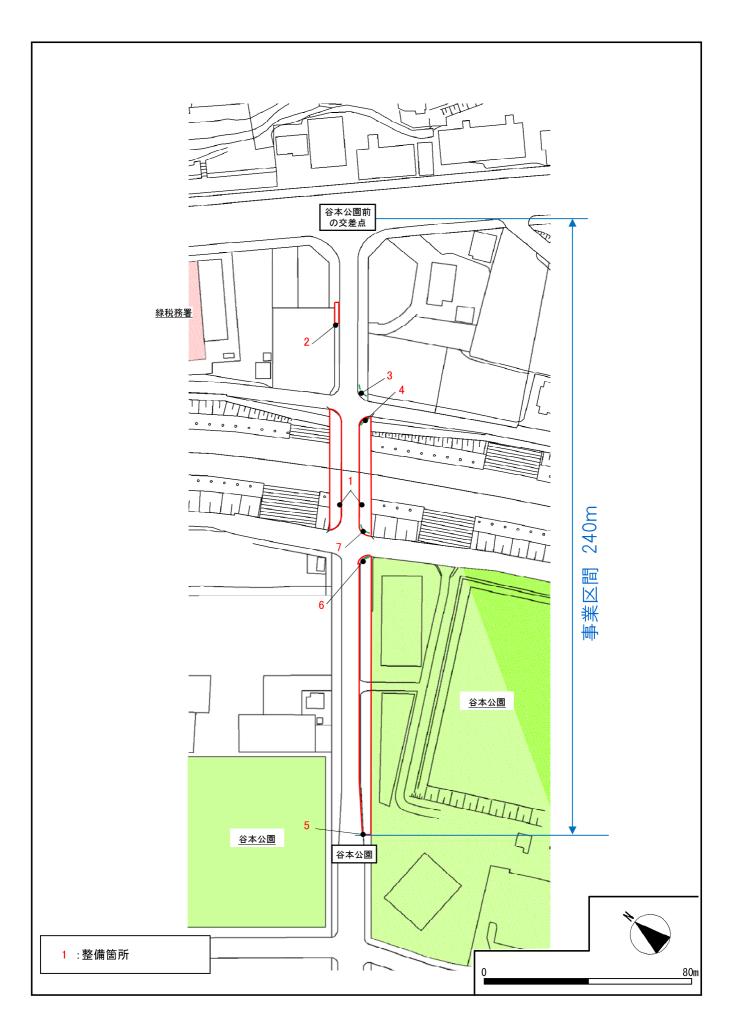
【整備方針】

〔課題〕: 縦断勾配のきつい箇所、舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未設置の箇所がある。

〔対策〕: 縦断勾配の緩和、舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う。

【重業内突】

未內谷』				1		1
整備項目					箇所番号	備考
空間の確保						
歩道の拡幅			m			
構造の改修			<u> </u>			
車道の改修			m [*]			
	全面改修		m	202	1,2,5	
	部分改修		m [*]			
歩道の改修	平たんき	平たん部の確保				
	勾配の改	勾配の改修				
	排水施設の改修		箇所			
障害者誘導用ブロ	コックの敷	設・改修	<u> </u>			
経路誘導の連続敷設		改修	m			
交差点等の部分敷設		新設	箇所	4	3,4,6,7	
		改修	箇所			
·)他			•			
			箇所			
	空間の確保 歩道の拡幅 構造の改修 車道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 交差点等の連続 交差点等の部分	整備項空間の確保 歩道の拡幅 構造の改修 車道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 歩道の改修 本たん音 勾配の改排水施記 障害者誘導用ブロックの敷 経路誘導の連続敷設 交差点等の部分敷設	空間の確保 歩道の拡幅 構造の改修 車道の改修 歩道の改修 歩道の改修 平たん部の確保 勾配の改修 排水施設の改修 経路誘導の連続敷設 改修 交差点等の部分敷設 改修 改修 新設 改修 数	整備項目 空間の確保 歩道の拡幅 m 構造の改修 車道の改修 m 空間の拡幅 m 車道の改修 m 部分改修 m 平たん部の確保 箇所 勾配の改修 箇所 排水施設の改修 箇所 経路誘導の連続敷設 改修 m 交差点等の部分敷設 数修 面 他 新設 箇所 改修 箇所 也	整備項目 事業量 空間の確保 が道の拡幅 m 構造の改修 中道の改修 m 202 事が改修 m 202 部分改修 m 6 事業量 m 202 市分改修 m 202 部分改修 節所 与直の改修 箇所 排水施設の改修 箇所 経路誘導の連続敷設 改修 m 交差点等の部分敷設 数修 箇所 也 数修 箇所 也 数修 箇所	整備項目 事業量 箇所番号 空間の確保 m 歩道の改修 中道の改修 中方の改修 中方の改修 中方の改修 中方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方の改修 一方のなりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま



7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みに ついて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置 自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利 用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市 市が尾駅周辺地区 道路特定事業計画

平成28年5月

横浜市青葉区青葉土木事務所

〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-1 電話:045-971-2300 FAX:045-971-3400

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443

ホームページ: http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/